

平成20年度芽室町環境調査結果公表(騒音)

騒音(自動車交通騒音測定結果)

測定地点		西4条9丁目(国道38号線)	
環境基準地域の類型		B	
車道端からの距離		0.5m(地上からの高さ1.2m)	
測定日		8月	11月
等価騒音レベル	昼間(6~22時)	68 デシベル	69 デシベル
	夜間(22~6時)	64 デシベル	66 デシベル

騒音に係る環境基準は次のとおりとなっています。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

また、特例として、幹線交通を担う道路に近接する空間については次の基準となります。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

測定結果は、8月と11月ともに昼間は特例の環境基準を達成していますが、夜間は若干超過しています。

※地域の類型

AA地域…療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

A地域…専ら住居の用に供される地域

B地域…主として住居の用に供される地域

C地域…相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

※デシベルとは、音の強さの単位の一つで、人間の耳に感じる最小値を0デシベルとし、この単位に対する対数比でその音の強さを示します。人間の耳に耐える最大値は130デシベルとされています。